

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ( 平和資料協同組合 )/PCDS( 太平洋軍備撤廃運動:  
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security )  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org  
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

165 02/6/15

¥200

核兵器の「使用」「保有」は違憲

## 憲法解釈を変更せよ

被爆国だからこそその解釈が可能!

「仮に自衛のために限定できるならサリンの使用も合憲だ」「仮に自衛に限定すれば、炭疽菌をばらまいても合憲だ」というに等しい「法理論」が、国会で恥ずかしげもなく繰り返されている。「被爆国だから」という言葉の次に来たのは、「政策として非核3原則を選ぶ」という言葉でしかなかった。「国是」が「政策」になりさがった。「被爆国だから、核兵器は国際法に違反する非人道兵器と考える」という立場こそ、「国是」の原点であるべきであろう。今必要なのは、核兵器すらも憲法の「神学論争」にしてしまう議論を徹底批判することではないだろうか。

### 安倍・福田発言

安倍晋三内閣官房副長官の早稲田講演(5月13日)、福田康夫内閣官房長官の記者への発言(5月31日)が重なって、日本の核兵器保有や非核三原則に関する議論が、久しぶりにメディアを賑わせた。国会では、6月10日午後、衆議院有事法制特別委員会において、この問題の集中審議が行われた。

小泉首相も、福田官房長官も、非核三原則の堅持を言い訳がましく繰り返すだけで、核兵器廃絶への意欲はまったく感じられない答弁に終始した。ましてや、核兵器を憎む気持ち、せめて核兵器の存在がもたらす困難な選択に苦悩するという感覚すらも吐露される瞬間は皆無であった。追及する側にも、現在の核兵器情勢と核軍縮の攻防の前線に関する認識の甘さが目立った。

核兵器に関するリアリティを欠いた「法理論」の議論から、一日も早く卒業するための、私たちの闘いが必要だ。「自衛のための必要最小限を超えない範囲内にとどまる限り、核兵器保有は憲法9

条第2項に違反しない」といふ「法理論」を繰り返し聴かされるのは、耐え難い思いがする。このような、議論は一日も早く放逐されるべきではないだろうか。

### 核兵器は憲法違反

「被爆国として、「核兵器は非人道兵

器であり、憲法9条を待つまでもなく、憲法違反である」と日本政府は言うべきである。「国是」という言葉に積極的な意味を持たせるとすれば、これこそが「国是」(英語では"National Principle"と訳されている)の意味でなければならぬ。

2ページ左下へつづく→◆

### 「非核三原則」発言

日本非核宣言自治体協議会「断じて容認できない」

あいつぐ政府高官による核に関する問題発言を受け、日本非核宣言自治体協議会(会長:伊藤一長・長崎市長)は、6月7日、会長以下、5名の副会長の連名で「非核三原則に関する緊急要請について」を発し、政府に対し強く抗議した(8ページに全文)。10日に外務省へ提出されたこの要請書は、一連の発言の撤回と非核三原則の法制化などを求めている。

同協議会は、1984年の設立以来、核実験・未臨界実験をはじめとしたさまざまな情勢に対応して、関係国に対し抗議、要請をしてきた。

日本政府の政策に対する抗議は、過去に数回あった。1994年の、政府が「核兵器の使用は国際法上、必ずしも違法ではない」との意見陳述書を国際司法裁判所(ICJ)への提出するという報道を受けての嚴重抗議、そして95年の核不拡散条約(NPT)の無条件・無期限延長に反対する意見書などである。

今回の要請書は、首相が発言を問題視しないなかで、全国の316自治体とその住民を代表して、「確固たる口調で嚴重な抗議をしたもので、多くの市民の気持ちを代弁した意義は大きい。

# 戦略的攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約

アメリカ合衆国とロシア連邦(以下、「締約国」という)は、新世紀の新たな関係へと進み始めており、協力と友好を通じて両国の関係を強化するという目標に合意し、

新たな地球規模の挑戦と脅威によって、締約国間の戦略的関係のための質的に新しい礎の構築が必要とされていると考え、相互安全保障、協力、信頼、開放性、そして予見可能性という諸原則に基づく真のパートナーシップの確立を希望し、

戦略的攻撃兵器の重大なる削減を履行することを誓約し、アメリカ合衆国大統領とロシア連邦大統領による2001年7月22日のジェノバにおける「戦略的問題に関する共同声明」ならびに2001年11月13日のワシントンにおける「米国とロシアの間の新しい関係に関する共同声明」から前進し、

1991年7月31日の「戦略的攻撃兵器の削減および制限に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約」(以下、「START条約」という)の下での両国の義務に留意し、

1968年7月1日の「核兵器の不拡散に関する条約」の第6条の下での両国の義務に留意し、

この条約が安全と協力を積極的に促進し、国際的安定を高めるためにより好ましい状況を確立することに役立つと確信し、以下のとおり合意した。

第1条 各締約国は、アメリカ合衆国大統領が2001年11月13日に言明したとおりならびにロシア連邦大統領が2001年11月13日と2001年12月13日にそれぞれ言明したとおり、戦略核弾頭を削減および制限し、2012年12月31日までに戦略核弾頭の総数が各締約国について1700から2200を超えない

ようにする。各締約国は、戦略核弾頭の総数に関して定められた制限に基づいて、その戦略的攻撃兵器の構成や構造を自ら決定する。

第2条 締約国は、START条約がその約定にしたがって効力を維持することに合意する。

第3条 この条約の履行の目的のため、締約国は少なくとも年に2回、二国間履行委員会の会合を開催する。

第4条  
1. この条約は、各締約国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。この条約は批准書の交換の日に効力を生じる。

2. この条約は2012年12月31日まで効力を維持し、締約国の合意により延長され、またはその後の協定によりこれより前に交代されうる。

3. 各締約国は、その国家主権の行使として、3カ月前にもう一方の締約国に書面の通知を行うことで、この条約から脱退することができる。

第5条 この条約は、国際連合憲章第102条にしたがって登録される。

2002年5月24日、モスクワで、英語およびロシア語からなる本書2通を作成した。どちらも同等なる正本である。

アメリカ合衆国

ロシア連邦

(訳:黒崎輝)

## 解説

### 戦略的攻撃力削減条約

(第1条)

\* 1,700~2,200という幅の中で、米国は上限の2,200を目標にしていると見られる(本誌152号、160号など参照)。1997年3月のクリントン・エリツィン会談では、STARTで、2007年12月31日までに2,000~2,500に削減することを合意していた。2012年12月31日までに2,200というのは数字としては新味がなく、削減速度としては遅くなっている。

\* 削減対象となる6,000発の作戦配備の戦略核のほか、非戦略核など約4,000発の弾頭と、約5,000発の戦略的予備のピットが手つかずのままである。  
\* 核弾頭数の数え方が規定されていない。STARTは、ミサイルや爆撃機が運搬可能な弾頭の最大数を基に総数を算出する勘定方法を規定していた。しかし、米国側は「作戦配備された核弾頭の削減」という限定的解釈を

とり、運搬手段からとり外されて保管された弾頭や、運搬手段に搭載された弾頭でも検査・修理中のものは総数に入れない方針を明らかにしている。ただ、これにロシア側は同意しておらず、より厳格な勘定方法の交渉を米国側に求めている。

\* 弾頭や運搬手段の廃棄が義務づけられていない。STARTとは、弾頭の廃棄を義務づけてはいないものの、運搬手段の廃棄を義務づけており、とく後者は多弾頭ICBMの禁止条項が盛り込まれていた。ブッシュ政権は将来の不測の事態に備えるとして、とり

◆◀ 1ページからつづく

核兵器が、国際法違反という実定法がないことは、広く知られている。だからこそ、1996年7月の国際司法裁判所(ICJ)の意見も分かれた。しかし、ヒロシマ・ナガサキを経験した日本が、「国際法違反」という側の先頭に立たなくて、だれが先頭に立つのか。

日本国憲法には非暴力主義が根底にある。非暴力主義は、「人間たる者、人間に不要な苦痛を与えてはならない」と

いう人道精神に由来している。保守勢力の9条解釈においてさえ「最低限の自衛の範囲」が強調されるのも、この精神の反映である。「自衛の範囲」に恣意性がつきまとうが、根底にある非暴力主義の立場から、その範囲は議論されるべきである。

1994年6月、物議をかもした後に国際司法裁判所(ICJ)に提出された日本の陳述さえも、「核兵器の使用は、国際法の人道主義の精神に合致しない」と書

いた。日本国が「核兵器は違憲である」という明快な立場を示すのに、何の法的障害もない。「核の傘」を保持するための「法理論」のこじつけは止めよう。

つけ加えるならば、「使用」、「保有」、「威嚇」の間に人道上の区別はない。その意味で、内閣法制局が「保有」だけでなく「使用」も合憲と言った(98年6月)のは、そう言わざるを得ないのである。ICJの議論でも、積極派は「使用」、「保有」、「威嚇」は同罪と論じた。(梅林宏道)

外された弾頭の一部を備蓄する意向を言明している。仮に、10個の弾頭を搭載可能なICBMに、弾頭が1個だけ搭載されていれば、弾頭数は1と勘定される。そして、必要ときに備蓄していた弾頭をミサイルに装填して急速に弾頭数を増大させることができることになる。このことは、「弾頭数の急激な増加の防止を含む大幅削減の不可逆性を促進するために」戦略核弾頭の破壊措置を求めた1997年のクリントン・エリクソン合意と矛盾するほか、2000年のNPT再検討会議最終文書の「不可逆性の原則」合意に違反している。

\* START および と異なり、戦略核

軍備の構成の決定を米ロ両国「自ら」に完全に委ねるとされている。米国は、これによって軍事上の柔軟性の確保したと考えているとみられ、他方ロシアは、自国の戦略核軍備の柱である多弾頭ICBMをひき続き保持できることになった。

(第2条、第3条)

\* 単に年2回以上の二国間履行委員会の開催が規定されているだけで、具体的な検証制度が欠如している。米ロ双方は当面、第2条でひき続き有効と認めたSTART (削減したいは2001年12月に完了している)の検証制度に基づいて行動していくものと見られる

が、それは2009年末に失効する予定である。

(第4条1項)

\* まずは、米議会およびロシア議会(ドゥマ)にて条約が批准されなければ、この条約は発効しない。

(第4条3項)

\* 各締約国は「国家主権の行使として3カ月前通知により脱退できる」との定めは、START、やABM条約に定められていた「国家至高の利益を危うくする異常な事態があるときに6カ月前通知により脱退できる」との定めよりも、はるかに緩い規定である。(黒崎輝、川崎哲)

## 米ロ共同宣言(抄)

2002年5月24日

アメリカ合衆国とロシア連邦は、

リュブリャナ、ジェノバ、上海、ワシントン/クロフォード首脳会談における成果、および既に達成された新しい協力の精神を想起し、

2001年11月13日の「米国とロシアの間の新しい関係に関する共同声明」を土台として、21世紀の新しい関係へ進み始め、友好、協力、共通の価値観、信頼、開放性、そして予見可能性に基づいた関係を発展させることを誓約し、

新たな地球規模の挑戦と脅威により、質的に新しい礎が我々の関係に必要なとされているとの信念を再確認し、

他の諸国および国際機関と共に、こうした新しい挑戦と脅威に対応するために協力することを決意するとともに、もって平和で繁栄した自由な世界および戦略的安全保障の強化に貢献することを決意して、

以下のとおり宣言する：

### 協力の礎

我々は、新しい戦略的な関係を作り上げようとしている。米国とロシアがお互いを敵または戦略的脅威とみなしていた時代は終わった。我々はパートナーであり、安定、安全、経済統合を促進し、地球規模の挑戦に共同で対抗し、地域紛争の解決を助けるために協力していくことを決意している。

(略)

### 政治的協力

米国とロシアは、21世紀の新たな挑戦に対処するために、パートナーおよび友好国として既に行動している。すなわち、2001年10月21日の我々の共同声明を確認し、我々両国は既に国際テロリズムに対する地球規模の戦いにおいて連携を組んでいる。

(略)

2001年11月13日、我々は欧州大西洋地域における新たな戦略的現実を反映したNATOとロシアの間の新しい関係を発展させるために協力することを誓約した。我々は、NATO加盟国とロシアが、テロリズムや地域的不安定、現代の他の脅威に対する連携関係をますます深めていることを強調した。それゆえ、我々は、ローマにおける2002年5月28日のNATO・ロシア・サミットで、新しく「NATO・ロシア理事会」が発足することを歓迎する。そのメンバー国は、各国の立場から、各国の集団的誓約や義務と矛盾しないやり方で行動するが、共通のアプローチを見つけ出し、共同で決定を行い、個別または集団でその履行に等しく責任を負うことになる。この関連で、この各国は、国連憲章、ヘルシンキ最終文書に盛り込まれた条項と

原則、欧州安全保障に関するOSCE(欧州安保協力機構)憲章を含む国際法の下で義務を誠実に遵守するだろう。NATO加盟諸国とロシアは、「NATO・ロシア理事会」の枠組みの中で、共通の関心の分野において対等なパートナーとして働こう。この各国は、共通の脅威と各国の安全に対する危険に対して、共に立ち向かおうとしている。

(略)

(略)米国とロシアは、イラクに関する両国の建設的対話を継続し、国連安全保障理事会による物資見直しリストの採択を可能にする二国間特別協議の継続を歓迎する。

(略)

### 大量破壊兵器の拡散の防止： 不拡散および国際テロリズム

米国とロシアは、国際テロリズムと大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散という密接に関連した脅威との戦いを含む21世紀の新たな地球規模の挑戦と対峙するため、共同でより一層努力していく所存である。我々は、2001年9月11日の悲劇的事件によって改めて示されたように、国際テロリズムが国際的安定に対する格別の危険となっていると考える。世界のあらゆる国々がこの脅威と戦うために決然と協力することが絶対に必要である。この目標に向かって米国とロシアは、二国間および多国間で協力するとの我々の誓約を再確認した。

米国とロシアは、大量破壊兵器およびミサイルの拡散防止の甚大なる重要性を認識している。そのような兵器がテロリストやその支援者らの手に落ちることは恐ろしいことであり、そのためにすべての国々が拡散との戦いを優先すべきであることは明らかになっている。

その目的のために、我々は、大量破壊兵器およびミサイル技術、情報、専門知識、原料の保安を保证するための協調的プログラムなどを通じて、緊密に協力する。我々はまた、協調的脅威削減プログラムを継続し、兵器に利用可能な核分裂物質の削減にいっそう努力する。その点に関して我々は、共同専門家グループを設立する。このグループは、兵器に利用可能な核分裂物質の量の増加を絶つ措置を調査し、進んだ拡散防止の原子炉および核燃料サイクル技術に関する共同研究開発努力を提言する。そして、我々は化学兵器の破壊に関する両国の協力も深めていく。

また、米国とロシアは、核不拡散条約と生物・化学兵器の両禁止条約の履行および強化を含む、拡散防止のために先を見越して行動する戦略に対する広範な国際的支援を求める。米国とロシアは、大量破壊兵器の拡散を防止し、それから守るために輸出

管理を強化し、厳格に執行すること、違法な移転を阻止すること、違反者を訴追すること、国境での取締りを強めることを、すべての国々に求める。

## ミサイル防衛、さらなる戦略的攻撃力削減、戦略的安全保障に関する新しい協議機構

米国とロシアは、アメリカ合衆国大統領とロシア連邦大統領による2001年7月22日のジェノバにおける「戦略的問題に関する共同声明」ならびに2001年11月13日のワシントンにおける「米国とロシアの間の新しい関係に関する共同声明」から前進した。

米国とロシアは、軍事分野における両国間の戦略的関係の性質の変化を反映する諸々の措置を講じている。

米国とロシアは、今日の安全保障環境が冷戦期と根本的に異なることを認めている。

これに関連して、米国とロシアは、ミサイル防衛計画およびこの分野の実験に関する情報の交換、ミサイル防衛実験の見学のための相互訪問、そしてミサイル防衛システムに習熟することを目的とした観察を含め、ミサイル防衛分野における信頼を高め、透明性を高めることを狙った多くの措置を実施することに合意した。両国はまた、早期警戒システムから得られるデータの交換のための共同センターが作業を開始できるよう、必要な措置を講じる所存である。

また、米国とロシアは、機密情報の相互保護および知的財産権の保障の重要性を考慮しつつ、ミサイル防衛に関連した共同演習の拡大やミサイル防衛技術の共同研究開発のために可能なプログラムの探究を含む、ミサイル防衛に関して協力が可能な分野を検討することに合意した。

米国とロシアは、「NATO・ロシア理事会」の枠組みの中で、欧州

のミサイル防衛に関する実際的な協力を強める機会を探究する。

米国とロシアは、両国の国家安全保障上の必要および同盟における義務と矛盾せず、両国の戦略的関係の新しい性質を反映する可能な限り低い水準まで、戦略的攻撃兵器削減を行う意向を言明する。

この方向への重要な一歩が、「戦略的攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約」の締結である。

これに関連して、米国とロシアは、1991年7月13日の「戦略的攻撃兵器削減および制限に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約」がその約定にしたがって効力を維持すること、そして、その諸条項が、透明性措置を含む合意されるべき他の補完措置と共にさらなる戦略的攻撃力削減に対する信頼、透明性、予見可能性を与えるための根拠を与えることを基礎として、前進した。

米国とロシアは、相互安全保障、信頼、開放性、協力、予見可能性に基づいた両国間の新しい戦略的関係の下では、広範な国際安全保障問題にわたる実質的な協議が必要とされることで合意している。この目的のために我々は以下のとおり決定した。

外相および国防相が議長を務め、他の政府高官が出席する「戦略的安全保障協議グループ」の設置。このグループは、双方が相互信頼を高め、透明性を高め、情報と計画を共有し、双方が利害関係を持つ戦略問題について議論する主要機関になる。

両国の国防相、外相、諜報機関の間の接触を拡大し、定例化する方法の追求。

アメリカ合衆国大統領  
ロシア連邦大統領

モスクワ、2002年5月24日(訳:黒崎輝)

# 国会レポート

第154回通常国会

衆議院・参議院(2002.3.3~5.4)

(作成:佐藤毅彦)

国会図書館のホームページですべての会議録を閲覧できます。安全保障問題が審議された委員会名を列挙します。

<http://www.ndl.go.jp/>

## <衆議院>

3月4日(月)予算委/3月5日(火)予算委/3月6日(水)予算委/3月11日(月)予算委/3月12日(火)環境委/3月13日(水)決算行政監視委/災害対策特別委/3月15日(金)国土交通委/3月18日(月)沖縄・北方問題特別/3月19日(火)総務委/沖縄・北方問題特別委/3月20日(水)法務委/外務委/厚生労働委/沖縄・北方問題特別委/3月22日(金)本会議/外務委/文部科学委/3月26日(火)本会議/外務委/3月28日(木)安全保障委/3月29日(金)[環境委/国際テロ防止・我が国の協力支援活動等に関する特別委/4月2日(火)安全保障委/4月3日(水)法務委/外務委/4月4日(木)[安全保障委/4月5日(金)本会議/内閣委/外務委/文部科学委/経済産業委/4月8日(月)決算行政監視委員会第一分科会/同第二分科会/同第三分科会/4月9日(火)決算行政監視委員会第四分科会/4月10日(水)外務委/国家基本政策委員会合同審査会/4月11日

(木)本会議/4月12日(金)外務委/4月17日(水)外務委/決算行政監視委/4月18日(木)[本会議/安全保障委/4月19日(金)外務委/4月23日(火)本会議/法務委/財務金融委/武力攻撃事態への対処に関する特別委/4月24日(水)内閣委/外務委/沖縄・北方問題特別委/4月25日(木)総務委/4月26日(金)法務委/外務委/財務金融委]

### 質問主意書

山内恵子(社民)原子力・エネルギー教育支援事業交付金の創設が憲法及び教育基本法に違反する疑い(2月21日提出;3月29日答弁;質問31号)

金田誠一(民主)西暦2001年に発覚した外務省の一連の不祥事と公務員の告発義務との関係(3月1日提出;3月26日答弁;質問37号)

井上和雄(民主)外務省と鈴木宗男衆議院議員の関係(3月6日提出;3月22日答弁;質問40号)

長妻昭(民主)アフガニスタン復興支援国際会議への参加を拒否された非政府組織(NGO)と鈴木宗男衆議院議員と外務省との三者会談の出席者(3月12日提出;3月19日答弁;質問42号)「外務省の秘密書類の指定と解除(3月19日提出;3月26日答弁;質問47号)」「秘密書類の指定と解除(3月19日提出;4月2日答弁;質問48号)」「外務省の鈴木宗男衆議院議員にかかわる一連の事案に対する責任(3月19日提出;3月26日答弁;質問49号)

山田敏雅(民主)『核兵器廃絶条約』(3月18日提出;4月23日答弁;質問45号)

今野東(民主)アジア太平洋戦争時の千島への朝鮮人の連行(4月9日提出;5月10日;質問56号)

北川れん子(社民)原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査(4月24日提出;5月28日答弁;質問61号)

松野頼久(民主)沖縄県軍用地地主連合会いわゆる土地連加盟の地主と防衛施設庁の防衛施設用地の賃貸契約(4月26日提出;5月7日答弁;質問64号)

## <参議院>

3月4日(月)予算委/3月7日(木)予算委/3月8日(金)予算委/3月11日(月)予算委/3月12日(火)予算委/3月13日(水)予算委/沖縄・北方問題特別委/3月14日(木)[内閣委/外交・防衛委/予算委/3月15日(金)沖縄・北方問題特別委/3月19日(火)内閣委/法務委/外交・防衛委/国土交通委/環境委/3月20日(水)[内閣委/法務委/外交・防衛委/国土交通委/3月22日(金)沖縄・北方問題特別委/3月25日(月)沖縄・北方問題特別委/3月26日(火)[内閣委/総務委/3月28日(木)総務委/外交・防衛委/厚生労働委/沖縄・北方問題特別委/3月29日(金)本会議/沖縄・北方問題特別委/4月1日(月)行政監視委/4月2日(火)環境委/4月3日(水)国際問題調査会/4月4日(木)外交・防衛委/4月8日(月)行政監視委/[国際問題調査会/4月9日(火)外交・防衛委/4月11日(木)総務委/外交・防衛委/4月12日(金)本会議/4月15日(月)行政監視委/4月16日(火)外交・防衛委/4月17日(水)本会議/4月18日(木)外交・防衛委/4月23日(火)[外交・防衛委/4月24日(水)本会議/国際問題調査会/4月25日(木)外交・防衛委/4月26日(金)外交・防衛委]

# 有事法制・マエダ便

## 第6便

前田哲男

ながら、しかし、「武力攻撃が予測されるに至った事態」とはどんな情勢であるのか、いまだもって明確にされない。野党の追及を受けて示された政府統一見解(5月14日)によっても、

(2)「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」とはどのような事態であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件に基づいて論ずることは適切でないと考える。

と、それがいつから始まどこまで拡大できるのかの説明は拒否された。武力攻撃事態認定のフリーハンドをあくまで手中に収めておく決意が見える。もっとも「その上であえて申し上げれば」と述べながら、「予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集」などを例示しているが、今日こうした古典的な戦争準備など進行するはずもないから、結局のところ政府が「武力攻撃が予測されるに至った事態」と判断すれば、発動を妨げる条件は何もない。

### 周辺事態との「併存」

事実、国会答弁の中から、「武力攻撃事態」と、周辺事態法に規定された「周辺事態における米軍に対する支援」が「併存する可能性がある」(中谷防衛庁長官)ことが明らかになり、また公海上の自衛隊艦船や民間船舶への攻撃について、「我が国への武力行使にあたるという場合も排除できない」(福田官房長官)という状況想定も示された。となれば、国外におけるそれらの事柄が「予測される事態」こそ、本法案の狙いどころと見なければならぬ。

“周辺事態と併存”し、“公海上にも適用可能”とすると、武力攻撃事態が自衛隊の行動範囲を海外派兵＝集団的自衛権容認に向けて開かれていく意図を

秘めていることに疑問の余地はない。改正自衛隊法案によれば、「予測される事態」に連動する形で「防衛出動待機命令」の新たな行動形態が設けられ、その状態において「展開予定地域内における防衛施設構築」ができるようになる。これまでの国会論議では「防衛施設構築」は、おもに国内における行動(立木の移動や家屋の変形)として取り上げられているが、予測事態 待機命令 展開予定地域進出 防衛施設構築 武器使用という法案の枠組みを把握した上で、政府答弁の「周辺事態との併存」公海上での適用をそこに当てはめると、むしろ海外軍事行動への事前展開という構図の実現性がよりつよ読みとれる。情勢のリアリティから考えても、起こり得る可能性はこちらにあるといっていいたいだろう。

### 対イラク攻撃で適用?

アメリカがイラクに対し武力攻撃に踏み切るのは時間の問題だとされる。その場合、日本に支援要請がくるのもまちがいない。とすれば法案成立後、予測事態から武器使用までの流れはペルシャ湾において実施されると判断すべきだ。なぜなら、対イラク軍事攻撃は沖縄や横須賀からの米軍出動を前提としなければならず(つまりイラクは日本を敵対国とみなすことになる)、ペルシャ湾には多数の日本タンカーが航行している(つまり公海上の日本船に危険が発生する)ので、首相が「武力攻撃が予測されるに至った」と認定するのを妨げられないからである。その結果、護衛艦隊が「日本船舶保護」の名目をもってペルシャ湾 展開予定地域に派遣され、「防衛施設構築」という戦闘準備を行い、情勢によって「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる」という形の

“擬似個別的自衛権”の装いをまとった対米戦争協力の形態が容易に予測される。北朝鮮に対するアメリカの軍事攻撃が発動されれば、それはさらに大規模のものとなるだろう。

「地方公共団体の責務」や「国民の協力」は、そのような「予測事態」とリンクしているのである。今後の質疑で、ペルシャ湾事態や朝鮮事態との関連について追求してほしい。(2002.6.9)

イラスト:志水奈那子

### 海外軍事行動への展開

#### 「予測される事態」

もう一度確認しておこう。今回上程された三法案の核心となるのは、「武力攻撃事態」とは何か、という新概念の定義にかかっている。この言葉が、「武力攻撃＝我が国に対する外部からの武力攻撃をいう」(第2条1)に続けて、それとは区別された定義「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」(第2条2)として掲げられた以上、そこに異なる意味が与えられていることは明白である。時間的には「武力攻撃」発生以前の段階、地理的にはより拡大された状態であると受け止めるのが自然だろう。そして改正自衛隊法案に新設された「防衛施設構築の措置」(第77条の2)、「展開予定地域内における武器の使用」(第92条の3)など自衛隊の新たな行動、および「武力攻撃事態法案」に規定された「国の責務」(第4条)、「地方公共団体の責務」(第5条)、「指定公共機関の責務」(第6条)など義務のすべてが、この武力攻撃事態に直結しリンクしつつ設定されている構造も条文上ゆるぎない。つまり「武力攻撃事態」の認定が、イコール首相の戦争権限掌握を意味し、ついで地域と職場を“国家総動員”に狩り立てるマジックワードなのであり、そこに法案の本質がある。

そのような重大な意味を持たされてい

## 極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

# 民は之を知らしむべからず

梅林宏道・中村桂子

前回: SRF(艦船修理部):隠れた主役(上) 第156号(2002年2月1日)

## SRF(艦船修理部):隠れた主役(下)

### 返還求める地域の反発

海上自衛隊による4、5ドックの引き継ぎは困難だろうとの見通しを持った米国は、これら2つを無期限に保有する策を検討し始めた。最大の懸念事項は、政治的、商業的利益に基づいた地域の反発であった。

自治体や企業は、早い段階から返還後のSRF民有化を前提として、これを地元経済再編の好機とする動きを見せていた。返還一年延期という1971年3月30日の決定は地元には受け入れられないものであった。延期を伝える日米共同声明の発表後、横須賀市は、「整理統合計画が3ヶ月で改められたことに不信」を直ちに表明し、SRF民間引き下げが、72年7月以降にさらに延期されるようなことがないよう要望した。

日本政府はまた、民社党の曾禰益議員(神奈川2区選出)に代表される、地元利益の代弁者からも強い要請を受けていた。曾禰は造船業界を管轄する運輸大臣にも要請をしていた。70年12月の返還決定以降、住友造船への払い下げを前提とした既成事実が進行していた。

マイヤー大使は、国務省に当たった電文の中で、繰り返しこのような地元勢力の反発を説明した。

「基本的な問題は地域の反発である。とくに長野横須賀市長と県知事、国会議員、そして商業的利益からのものだ。」  
「住友による乾ドック4、5号民営に向けた計画が現在ますますであり、調整期間なしでは現時点でこれを変えるのは極めて困難である。」<sup>(1)</sup>

マイヤー大使は、曾禰議員や長野市長から提出されていた要請文などに言及し、次のように続けた。

「横須賀市民は、海軍が、市民が反対

している乾ドック4、5号の自衛隊による使用を計画しているのではないかと疑念を抱いている。...繰り返し返されるSRFの処遇に関する変更により、市民は気まぐれに扱われていると強く感じている。そのため、横須賀では海軍への抵抗が強まっている。」<sup>(1)</sup>

### 関東計画・佐世保との取引

1971年12月3日付東京新聞の一面に、政府筋の話として空母の横須賀母港の記事が掲載された。続いて、12月17日の朝日新聞が、前日のニューヨーク・タイムズに掲載された「空母任務部隊」の横須賀母港の可能性の記事を紹介した。日本政府は、最終的な態度は決めてはいないとしながらも、この話題で日米間の非公式な話があったことを認めた。国会は母港化に伴う核持ち込み問題で騒然としていた。

このような状況下で、米大使館は、SRF返還の無期限延期に向けた画策をしていた。

4、5号ドックの継続使用を日本政府に切り出す方法として、マイヤー大使が国務省に送った提案は、4、5号ドックの返還延期の交渉をする際に、他の基地再編の一部のように見せかけ、他の基地返還からくる利益を取引材料にすることにより、それらの無期限保有を可能にするという内容であった。

「12月の終わりに、外務省、防衛庁の高級官吏に関東計画について知らせるべきだと大使館は考える...交渉はまったくシクしていないが、これによって、目に見える形となることで、SRFの4、5号乾ドックの継続使用の話が進めやすくなる。」横須賀SRFの乾ドック4、5号の米軍保持に向けた、外務省による最近のプ

ロセスは進んでいないが、それを達成するのに、他の基地再編の結果の一つであるように見せるのがもっともよい。」<sup>(2)</sup>

日本政府は好意的な反応を示した。吉野局長は外務省の意向を以下のように伝えた、と報告されている。

「吉野は外務省がSRF(4、5号乾ドック)の継続使用を関東計画<sup>(3)</sup>の詳細発表と同時に公表したいと考えていると確認した。しかし、外務省はSRFの払い下げを求める民間との関係で問題を抱えており、我々に強く佐世保パース施設の返還の同時発表をも提案した。」<sup>(4)</sup>

この外務省提案に大使館は検討を約束し、可能であれば提案を受け入れる姿勢を示した。これに対し、国務省は佐世保返還をSRF交渉に結びつける判断を大使館にゆだねた。

### 「軍転法」が効いた!

民間運営の方向で動きだしていた地域政治を説得するためには慎重な対応と時間が必要であるというのが、大使館、そして日本政府の結論であった。

そのときに、判断の重要な根拠の一つとなったのが「旧軍港市転換法」(以下「軍転法」)であった。つまり「軍転法」により定められた審議会のメンバーである横須賀市長と神奈川知事が、米軍の提案する4、5号に関する変更の受け入れに反対すれば、1-3ドックの自衛隊への移転さえも不可能になるといったことが危惧されたのである。

『旧軍港市転換法』では米軍から返還されるとき、日本の海軍基地は、通常は平和目的に転換されなければならない。決定は、横須賀市長と神奈川知事がメンバーであるところの審議会によってなされる。もし、これら2人が乾ドック1、2、3号ドックの自衛隊への移転に反対すると、それは不可能になる。したがって、防衛庁と外務省は、米海軍によるドック4、5号の無期限保有は、市長や地元の関係者に反対されてはならないと確信している。」<sup>(1)</sup>

今日から見ると、米軍基地の跡地を自衛隊が使っていることは珍しくない。しかし、当時米軍がこのような懸念を抱いたのは見当はずれではなかった。そのことを説明しておこう。

「軍転法」とは、1950年に制定された法律である。旧軍港市である横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を平和産業都



市に転換し、平和日本達成に役立つことを目的としている。米軍から返還された旧帝国軍用地であった国有財産のうち、一定の基準を満たすものは審議会においてその処理の是非が決定される。返還された国有財産(土地、工場)を自衛隊が使用する「所管換え」も、この審議会に付議する対象となる。

しかし興味深いことに、筆者らの調査によると、この「所管換え」が審議会付議の対象となったのは、1972年12月14日以後であった。<sup>(5)</sup>つまり、米側が横須賀市長と神奈川県知事に対して慎重な説得が必要であると記した同年2月2日の時点で、米側は、返還された土地の自衛隊による使用が、近い将来に審議会の付議対象事項になることを、すでに知っていたことになる。

外務省が、米大使館に極めて緊密な情報提供を行っていたことを窺わせる。いずれにしても、軍転法が米軍の思惑通りに行かない役割を果たした。

## 「米海軍の大権」を振りかざす

こうした背景で米軍の出した結論は、1-3号ドックを自衛隊に返還し、米海軍が4、5号ドックをしばらく継続保有し、返還方法については継続協議するという趣旨の声明を発表することであった。作成された共同声明の草案は、以下のようであった。

「協議の結果、SRFは、(a) 乾ドック1-3号と関連施設は1972年6月末までに日本に返還され、返還後は米海軍が適切な共同使用の取り決めのもとでアクセスできるように、海自の管轄にされる。そして、(b) SRFの残りの部分に関しては、迅速な協議が行われると了承された。」「協議が終了するまで現在のまま米軍が保有、運転し、双方が満足できる結論を得たときに日本に返還する。」<sup>(6)</sup>

共同声明草案作成後の72年2月8日、曾禰議員らの呼びかけで、江崎防衛庁長官、丹羽運輸相、福田外相、佐藤首相が集まり、SRF返還問題を協議した。その中で、佐藤首相は、6号ドック以外の米海軍の要求を満たした最終的な返還合意まで、すべての交渉における行動中止する決定をくださった。この決定は、1-3号ドックの返還中止をも意味していた。

唐突に見える、この佐藤首相の決定の背景は、入手された文書のなかでは、

必ずしも明かではない。しかし、少なくとも二つの要因が考えられる。

第一に、1-3号ドックが自衛隊に返還されたとしても、米軍の要求する共同使用の条件が厳しすぎて、返還の利点なしと判断せざるを得なかった。米艦船の修理を海自が引き受けることにより海自が収入を得るという理由付けが当初米側から示されたが、実際は法的解釈上、海自による米艦船のメンテナンスや修理は不可能であった。

第二に、4、5号ドックで米軍の真意が見えてきた段階で、1-3号のみ自衛隊に返還することは、「軍転法」審議会の中で了解が得られないだろうと判断せざるを得なかった。

佐藤首相の判断を受け、2月18日の国務省・国防省合同メッセージでは、合意への遅れへのいらだちの現れであろうか、「米海軍の大権」を持ち出して、日本政府の合意への賛同を促した。

「大使館は4、5号ドックおよびSRF内のその他の修理施設の管理運営に関する米海軍の確固たる要求を満たすように働きつけなければならない。」「日本側が、米軍の要求について確認する権利があることを、大使が充分認めることは大切である。しかし、満足のできる修理能力とか対応能力とかの定義は、純粹に米海軍の大権に属する。」<sup>(7)</sup>

こうして日米での話し合いが重ねられた結果、1972年3月30日、以下の共同声明が発表された。

「乾ドック1-3号(日本政府が海自の管理運営を考えている)SRFの残りの部分(日本政府は返還後の民間運用を考えている)ともに、日米両国間で、米海軍の艦船修理等の要求を完全に満たすような適切な共同使用の取り決め、または契約にいたるまで、継続協議とする。そしてこれらの施設は、協議が相互に受け入れられる結論に達したときに、日本政府に返還される。その間、米海軍が現状通りにこれらの施設の保有、運転を継続する。」<sup>(8)</sup>

これは実質上米軍による無期限使用を許したものであった。

## 追浜の水域返還で妥協

10月3日には、長野横須賀市長が空母の母港受け入れを表明した。市長は、SRFの返還を当面断念し、取引として、かねてから地元経済界からの要望があがっていた追浜の水域の返還と、長坂

射撃訓練場の使用協定の変更とを合わせて求めたと考えられる。

インガソル大使は次のように、日本側から提示された母港受け入れの条件を国務省に伝えた。

「大河原(良雄アメリカ局長)は、日本政府は...3点の問題で米側の協力が必要であると言った。まず、横須賀市長が、商業用桟橋を設置するために、追浜の水域の返還を求めている。...次に、SRFに関しては、防衛庁は、1-3号ドックの12月からの共同使用を求めている。そして、4、5号を民間船舶修理会社に使用を許す共同使用とすることを希望している。...最後に、横須賀の長坂射撃訓練場は...米軍が使用協定を年間106日から50日に減らすことができれば、自衛隊の射撃場を市へ返還することが可能になる...」<sup>(9)</sup>

つまり日本側は、1-3号ドックを4aで海自との共同使用、4、5ドックを4aで住友との共同使用、と提案したのである。これは、事実上、当面の返還をあきらめたことを示す。

4、5号乾ドックの民間との共同使用でも、米海軍が「スケジュール管理権や優先使用権」「付属工場の、ゆるぎない占有的な管理権」<sup>(10)</sup>をもつことを強調しつつ、米側は、これらの提案を受け入れる姿勢を表明した。

このようにして、1970年のSRF返還決定は、米側の満足のゆく形で覆され、現在に至るまで全ドックの米軍管理が続いている。なお横須賀市は、現在もSRF返還要求の立場は変えていない。

文献:

- (1) 1972.2.2. マイヤー大使から国務省。東京01116。極秘。
- (2) 1971.12.6. マイヤー大使から国務省。東京12001。秘。
- (3) 関東計画は72年1月6~7日に米国サン・クレメンテで開かれた日米首脳会談(佐藤・ニクソン)の席上で米国により提案され、1月10日に帰国した福田外務大臣により発表された。73年1月23日、第14回SCCで合意された。
- (4) 1972.1.21. マイヤー大使から国務省。東京00723。秘。
- (5) 1972年12月14日、「『旧軍港市転換法に基づく国有財産処理標準の取扱細目について』通達の一部改正について」が出された。
- (6) 1972.2.4. マイヤー大使から国務省。東京01230。極秘。
- (7) 1972.2.18. 国務省・国防省合同メッセージ。国務省29521。極秘。
- (8) 1972.3.24. マイヤー大使から国務省。東京03067。秘。
- (9) 1972.10.16. インガソル大使から国務省。東京11026。極秘。
- (10) 1972.10.25. ロジャース国務長官から大使館。国務省194169。極秘。

## 今号の略語

ABM = 対弾道ミサイルシステム  
ICBM = 大陸間弾道ミサイル  
ICJ = 国際司法裁判所  
NATO = 北大西洋条約機構  
NPT = 核不拡散条約  
OSCE = 欧州安保協力機構  
SRF = 艦船修理部  
START = 戦略兵器削減条約

## 日誌

2002.5.21 ~ 6.5

(作成: 中原聖乃、竹峰誠一郎、中村桂子)

CICA = アジア相互協力信頼醸成会議 / DOD = 米国防総省 / DOE = 米エネルギー省 / NATO = 北大西洋条約機構 / NYT = ニューヨーク・タイムズ / MD = ミサイル防衛

5月21日 米国防務省、テロに関する年次報告を発表。日本のテロ特措法を評価。

5月21日 口最高裁、ハンガリーからの放射線廃棄物の持込と貯蔵を禁止すると決定。

5月22日 瀋陽日本領事館で連行された北朝鮮の5人、中国出国シマニラ経由で、23日韓国へ。

5月22日 バジバイ印首相、カシミールで「われわれはこの戦争に勝利するだろう。」PTT通信。

5月23日 アシュラフ・パ鉄道相、「国家存亡の時は核兵器使用もありうる。」タイムズ・オブ・インディア報じる。

5月24日 ムシャラフ・パ大統領「戦争はしたくないが、戦争になった場合には、防衛のために対抗する」と国営パキスタン・ラジオに語る。

5月24日 ブッシュ米大統領とプーチン・ロシア大統領、モスクワで会談。戦略攻撃力削減条約を調印し、共同宣言を発表。(本誌参照)

5月24日 中国外務省、米口戦略攻撃力削減条約を歓迎しつつも、MDの進展に懸念表明。

5月25日 パ、中距離弾道ミサイル「ガウリ2」の発射実験に成功。

5月25日 印原子力委、核第一不使用政策を慎重に見直すことが必要と、首相秘書官へ進言。

5月26日 パ、新型の地对地短距離弾道ミサイル「ガズナビ」の発射実験に成功。

5月26日 シャムハニ・イラン国防軍需相、中距離弾道ミサイル「シャハブ3」の発射実験に数日前に成功していたことを明らかに。

5月27日 DOD、印バ核戦争なら1200万人死亡と推計、NYT報じる。

5月27日 ムシャラフ・パ大統領「戦争の危険は残っているが、先制攻撃はしない」とTV演説。

5月28日 パ、短距離弾道ミサイル「アブダリ」の発射実験に成功。一連のミサイル実験は終了。

5月28日 シン・印外相、核兵器第一不使用政策は堅持、と会見。

5月28日付 防衛庁による情報公開請求者の身元調査リスト作成が発表。

5月28日 NATO、「NATOロシア理事会」新設とTMD協力含む「ローマ宣言」に調印。ロシアはNATOで準加盟國的な地位を獲得。

5月29日 衆院外務委で宮本外務省審議官、旧ソ連との四つの核兵器廃棄委員会の廃止を検

討していると答弁。165億円が未執行。

5月31日 日韓共催サッカーW杯開幕。

5月31日 福田官房長官、非核三原則の見直しの可能性に言及、国内外に波紋、5日釈明。

5月30日付 軍事専門誌を発行するジェーンズ・グループ、インドが50~150発、パキスタンは25~50発の核弾頭保有との推計を明らかに。

5月31日 DOE、プルトニウムを用いた起爆装置の製造を再開する方針を発表。

6月1日 ブッシュ大統領、テロとの戦いを進める上で、「必要ときには先制行動の用意がある」とウェスト・ポイントで演説。

6月1日 「アジア安全保障会議」、17カ国の国防担当閣僚らが参加し、シンガポールで開催。

6月2日 中谷防衛庁長官、アジア安全保障会議で「アジア太平洋国防相会合」定例化を提案。

6月3日 米エネルギー省、通産17回目となる未臨界実験を5日にネバダで行なうと発表。のちに延期を発表、7日に実施。

6月3日 社民党土井党首、核兵器保有は憲法で制約、との78年衆院外務委の外相答弁紹介。

6月3日 印国防相、核兵器の使用を否定する公式声明発表。

6月4日 CICA第1回首脳会議開催、16カ国で中東、中東・南アジア地域の共通の安全保障を討論、印バ直接対話実現せず。

6月5日 衆院有事法制特別委、仙台、鳥取で地方公聴会開催。7日、新潟、佐世保で開催。

## 非核三原則に関する緊急要請について

去る5月中旬の安倍官房副長官の発言に端を発して、5月31日に福田官房長官が、非核三原則見直しの可能性や、核兵器保有を容認する旨の発言を行ったとの報道に接しました。被爆国日本の政府要人からこのような発言が相次いで出るとは全く信じがたく、断じて容認することはできません。日本非核宣言自治体協議会の316自治体とその住民を代表してここに厳重に抗議し、一連の発言の撤回と非核三原則の厳守を強く求めます。

貴台が非核三原則の見直しを考えていないことを明言されたとは言え、イスラエルとパレスチナにおいて紛争が続き、さらにはインドとパキスタン間の激しいミサイル開発競争から核兵器使用の危険性さえ危惧され、国内でも武力攻撃事態対処法案等のいわゆる有事関連三法案が国会で審議されるさなか、このような発言が相次ぐことは、国内はもちろ海外にも大きな波紋を投げかけています。

核兵器は圧倒的な破壊力を持つ無差別大量殺戮兵器であり、罪もない多くの市民を死に至らしめるばかりでなく、長年にわたり放射線被爆による後障害で人々を苦しめ続けるものです。

わが国は、このような核兵器保有についての国内外の懸念を払拭するためにも、非核三原則を法制化し、唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たされるよう日本非核宣言自治体協議会の名において強く要請いたします。

平成14年6月7日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

日本非核宣言自治体協議会

会長 長崎市市長 伊藤一長 / 副会長 広島市長 秋葉忠利

副会長 廿日市市長 山下三郎 / 副会長 枚方市長 中司 宏

副会長 那覇市長 翁長雄志 / 副会長 藤沢市長 山本捷雄

かに。付近住民への事前説明はなし。

5月25日付 再開された印・米軍合同演習に、嘉手納基地の空軍特殊作戦群が参加、と米軍準機関紙「星条旗」が報道。

5月27日付 県、27日までに外務省に対し、米原潜寄港の事前通告非公表措置解除を申入れ。

5月27日 米原潜ラ・ホヤ、WB寄港、同日出港。

5月29日 県、沖縄振興計画県案を決定。海兵隊の海外移転や地位協定の改正などについての明記なし。31日に政府へ提出。

5月29日 ワスコウ在日米軍司令官、在沖米軍の存在は「絶対的に欠かせない」とロイターに。

5月29日 嘉手納基地飛行場でF15戦闘機の緊急着陸が目撃される。米軍からの連絡はなし。

5月29日 ウルフォウィッツ米国防副長官、ワシントン市内での記者会見で、在沖米軍について「沖縄県民に有益なこともある。」

5月30日 日米合同委、「嘉手納ラプコン」返還問題で、返還後に米軍が必要とする最小限の航空管制業務内容まとめた「運用所要」を承認。

6月3日 米原潜ソーソン、WB寄港。5日出港。

6月4日 空自、恩納分屯基地のPCB検出問題で、5月の環境影響調査の結果を発表。基地周辺の金武町、恩納村内では検出されず。

6月5日 米原潜ラ・ホヤ、WB寄港。9日出港。今年11回目の原潜寄港で1968年以来過去最多ペース。

6月5日 九州地方知事会議、「沖縄の米軍基地問題の解決促進」について特別決議。

6月5日 勝連町議会、米原潜のWB寄港に反対する抗議決議と意見書を全会一致で可決。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

川崎哲 <kawasaki@peacepot.org>

中村桂子 <nakamura@peacepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、黒崎輝、佐藤毅彦、志水奈那子、竹峰誠一郎、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、前田哲男、梅林宏道